第15　発生の原因究明

1　第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省は必要に応じて、都道府県、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業者、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を実施する。

2　小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、１の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第16　感染の疑いが生じた場合の対応等

1　（略）

2　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、１により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも３により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

⑴　（略）

⑵　感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等のと殺、殺処分等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）

⑶～⑺　（略）

3　（略）

第17・第18　（略）

第19　通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の２第３項）

1・2　（略）

3　令第３条又は第７条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第20　移動制限区域の設定（法第32条）

1　移動制限区域の設定

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10㎞以内の区域について、家畜等（７に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下この節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第17の判定前であっても、豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

2～6　（略）

7　移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

⑴　（略）

第15　発生の原因究明

1　第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業者、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

2　小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、１の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第16　感染の疑いが生じた場合の対応等

1　（略）

2　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、１により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも３により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

⑴　（略）

⑵　感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）

⑶～⑺　（略）

3　（略）

第17・第18　（略）

第19　通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の２第３項）

1・2　（略）

3　家畜伝染病予防法施行令第３条又は第７条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第20　移動制限区域の設定（法第32条）

1　移動制限区域の設定

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10㎞以内の区域について、家畜等（７に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第２節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第17の判定前であっても、豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

2～6　（略）

7　移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

⑴　（略）